

# 南富良野町・占冠村 任意合併協議会を設立



## 2町村のあるべき姿を求めて

12月12日、占冠村（トマムコミュニティセンター）において「南富良野町・占冠村任意合併協議会」の設立会議が開催されました。

会議では、委員構成などを定めた協議会の規約、会議運営規程が決定され、会長に池部彰／南富良野町長、副会長に原淳二／占冠村長、監事として新田信一／南富良野町議会議長、赤坂哲／占冠村議会議長をそれぞれ選出し、引き続き行われた協議会設立合意調印式においては両町村長が設立合意書に調印しました。

両町村長は、「お互いに独自性・自立性を尊重しながら、後世に悔いを残さぬよう対等な立場で議論をしていきたい」と述べました。

協議会では、今後住民の皆さんに合併についての判断材料となる調査及び資料づくりをし、情報の提供をしながら2町村のあるべき姿を求めていきます。

市町村合併を検討するためには、直接、法定協議会を設置することも可能ですが、まず、任意協議会を設置し、検討の精度を高めたうえで法定協議会へ移行することも含め、2町村の協議会も任意協議会としてスタートいたしました。

なお、新しいまちづくりのための市町村建設計画を作成する「法定協議会」に移行する場合は、両町村協議会の議決が必要となります。

### 協議会の役割

協議会の大きな役割は、市町村合併について、住民の判断材料となる調査及び資料づくりです。その結果、法定協議会へと進む場合、円滑な移行ができるよう調査・準備を行います。具体的には次に掲げるとおりです。

- ・2町村の合併に関する基本的事項の協議、検討
- ・合併に関わる調査研究に関する協議、検討
- ・その他、2町村の合併に関し必要な事項の協議、検討

### 事務局

協議会の事務局の役割は次のとおりです。

- ・協議会の会議に関する事務
- ・協議会の資料作成に関する事務
- ・協議会の庶務、運営に関する事務

これらの事務を処理するため本町に事務局を設置し、専任の職員を配置いたします。

## あなたは賛成？

### それとも自立？

### ～まちの将来を考える～

町では、11月18日から25日にかけて開催した「移動町長室」において合併に関する資料をもとに住民説明を行い、その中で12月中旬に占冠村との「任意合併協議会」を設置する考えを示しました。

移動町長室では、討議資料をもとに合併の歴史、合併の効果と懸念、平成16年度から平成18年度までを重点期間とした行政改革の推進と財政推計などが説明されました。

その後、出席者の皆さんから質疑が行われ「合併問題に対する住民意識の向上を」「合併問題の協議を進めるには、住民にもっと資料提供を」「合併する、しないに対する意思決定の方法は」などの質問、意見が出されました。

質問に対し町長は、「合併する、しない」の意思決定は、今後検討すべき事項であること。住民の判断材料となる重要な単独及び合併での財政推計など、具体的な調査と資料づくりを協議会において早急にする予定であることを説明し、理解を求めました（詳しくは12・13ページに掲載）。

現行市町村合併特例法の期限が迫

り、合併問題に関して全国各地において議論が高まる中、南富良野町においても十分な合併議論が必要と考えます。

今月号では、移動町長室において説明した内容について皆さんにお知らせいたします。

### なぜ今、合併を検討する必要があるのでしょうか？

21世紀を迎えて地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進展や高度情報化の進展、また、地球規模での環境問題など大きく変わってきています。

住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村には、こうした環境変化や地域の政策課題に対し、住民福祉の維持、向上を図るという重要な役割が期待されています。

今、わが国の財政は長らく景気の低迷により、極めて厳しい状況にあります。本町においても国からの地方交付税（1）や補助金に依存し、また、地方債（2）の発行などで財政運営を図っていますが、今後こうした状況を続けていくことは困難であり、将来的には行政サービスの質・量の低下を招く恐れがあるといわれています。

こうしたことから、国においては、

### 協議会役員・委員構成

職名	氏名	機関または団体名
会長	池部 彰	南富良野町長
副会長	原 淳二	占冠村長
監事	新田 信一	南富良野町議会議長
"	赤坂 哲	占冠村議会議長
委員	多田 晃	南富良野町助役
"	中村 博	占冠村教育長
"	川村 勝彦	南富良野町議会議副議長・特別委員会委員長
"	相川 繁治	占冠村議会議副議長
"	佐藤 進	南富良野町議会議総務民教常任委員会委員長
"	鹿野 重博	南富良野町議会議産業建設常任委員会委員長
"	大町 強	占冠村議会議特別委員会委員長・総務常任委員会委員長
"	福井 道成	占冠村議会議産業常任委員会委員長
"	曾慶 一介	南富良野町商工会長
"	石川 義則	ふらの農業協同組合副組合長
"	横川 昭	占冠村商工会副会長
"	水野 利行	占冠村トマム第一行政区長

行政としての規模拡大や効率化を図るといった観点から、平成17年3月31日を時限とした合併特例法により各種の支援措置を打ち出し、現在約3,200ある市町村数を1,000程度までに減らすよう強力に市町村合併を推し進めています。

市町村合併問題は、地方自治にとって、将来の自治体運営や住民に対する行政責任などを考えたときに避けて通ることのできない問題であり、真剣に検討しなければなりません。

本町では、隣接する占冠村との合併について調査・研究を進めるための「協議会」を設置し、将来のまちのあるべき姿を探っていきます。

### 【用語解説】

#### 1「地方交付税」

標準的な行政を行うために必要な経費を地方税などの収入でまかなえない場合に、財源を保障するために国から地方公共団体に交付されるもの。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合が交付される。

地方交付税には、一定の算定により交付される普通交付税と、当該年度の特事情により交付される特別交付税がある。

#### 2「地方債」

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。学校や道路、橋などを建設する場合のように、多額の経費が必要な事業の財源に充てるため長期間にわたって利用することができる、地方公共団体の借入金のこと。